

1 更新について

○ 市道等占用許可の通算期間の延長

公募屋台に係る市道等占用許可の通算期間の延長（以下「更新」という。）については、営業開始から3年後及び5年後に更新が適当と認定された場合に限り、最長で10年まで行うことができる。

○ 更新審査の実施

令和3年度で営業開始から5年目を迎える第1回公募屋台及び営業開始から3年目を迎える第2回公募屋台のうち、令和4年度以降も営業することを希望し、更新を申請した者（以下「更新申請者」という。）に対し、更新の認否を審査する必要がある。

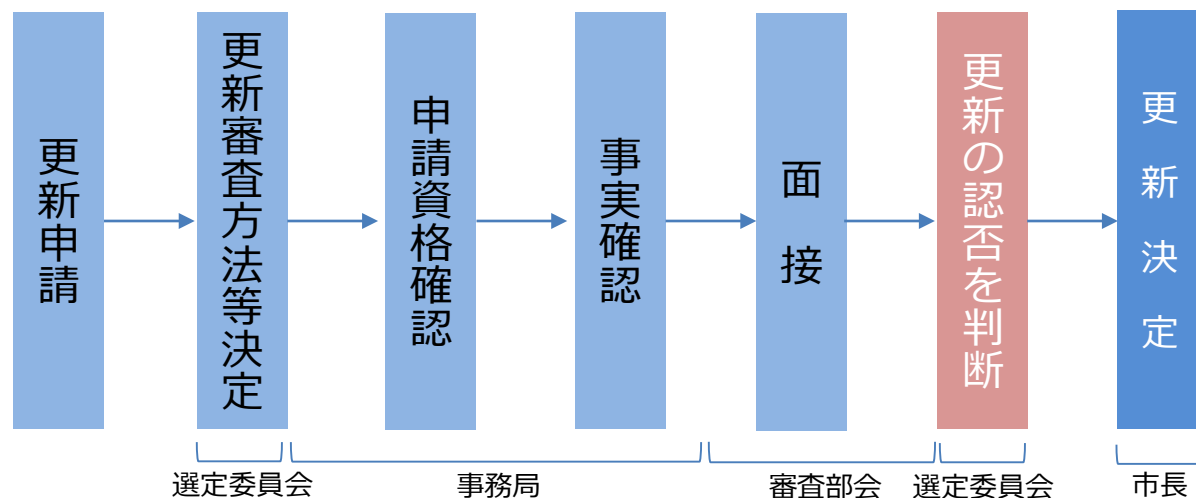
福岡市屋台基本条例第27条第3項（抜粋）

市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で ～（略）～ あつて通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。

2 更新審査の概要

- 審査対象者：第1回公募屋台(18名)及び第2回公募屋台(7名)のうち、更新申請者(25名) ※全員が更新を申請
- 審査対象期間：第1回公募屋台 R2.4.1～R4.3.31
第2回公募屋台 R1.8.1～R4.3.31
- 審査方法：「事実確認」及び審査部会による「面接」
- 審査部会：6名の選定委員で1つの部会を設置

（審査等の流れ）



3 更新審査の考え方

○ 更新を認定しない者

- ・「申請時の資格」を有していない者
- ・「更新時の考慮事項」に基づく「一定の事実」が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者

申請時の資格（規則第17条）

- ・ 満18歳以上の者であること
- ・ 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと
- ・ 本市以外の市町村の市町村税を滞納していないこと
- ・ 屋台営業の許可停止等の措置を受けたことがないこと
- ・ 暴力団員や、暴力団等と密接な関係を有する者でないこと など

更新時の考慮事項（規則第26条）

- 1 指導及び措置の実施状況
- 2 過去の営業状況
- 3 営業計画の実現の程度
- 4 屋台の効用の発揮や魅力向上の状況

○ 事実確認

更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」

考慮事項	一定の事実
1 指導及び措置の実施状況	【道路・公園】 ・ 文書による指導を受けたことがある 【食品衛生】 ・ 食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・ 著しく営業日数が少ない（週3日未満） ※今回はコロナ禍の影響を考慮
3 営業計画の実現の程度	・ 収支状況が「赤字」である ※今回はコロナ禍の影響を考慮 ・ 「地域貢献」の取り組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・ 苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

○ 面接における更新可否の判断基準

「一定の事実」について、十分な「原因分析」及び「対策」ができていない場合に、更新不可と判断する。